

従来の保険証(水色)は令和7年12月2日以降 使用できなくなります!!



マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったり等メリットがあります。

※今年12月のマイナンバーカードの交付は大変混雑が予想されますのでお早めにご準備をしましょう。

マイナ保険証等に関するお問い合わせ窓口として協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号：0570-015-369 ※おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間：8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

「健康経営®」に取り組んでみませんか??

「健康づくり推進事業所」への宣言をお願いします。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営®」に取り組むメリット!

生産性の向上!



- ◆モチベーションの向上
- ◆欠勤率・離職率の低下
- ◆業務効率の向上

会社のイメージアップ



- ◆企業価値の向上
- ◆企業イメージの向上
- ◆新規採用の促進

会社の負担軽減



- ◆疾病予防による手当の支払い減少
- ◆長期的な健康保険料負担の抑制

そのほかにも
メリットがたくさん!

- ◆公共調達における加点として導入する自治体が増加
(茨城県では、令和4年度より建設工事入札参加資格審査における評価の中に加点)
- ◆無料で出前健康講座受講や健康測定機器レンタルが可能(別途申し込みが必要です)

協会けんぽの「健康づくり推進事業所」に認定のあとは、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」、さらに国の「健康経営優良法人認定制度」を目指しましょう。

※詳細は茨城県、経済産業省のホームページでご確認ください。

健康測定機器を無料でレンタルできます！

貸出機器

- ・血管年齢測定器
- ・骨健康度測定器
- ・ストレス測定器
- ・野菜摂取度測定器

上限240事業所
(先着順)



- ※ 1事業所につき貸出機器の中から希望された1台のみの貸出となります。
- ※ 貸出期間は5日間です。
- ※ お申し込みが上限に達した時点で終了となります。



仕事中や通勤途中にケガ等をしたときは 健康保険を使用できません

仕事中や通勤途中に被ったケガ等や病気の治療には健康保険は使用できません。医療機関を受診する場合は、必ず負傷原因を正確に伝えて、最初から労災保険扱いで受診していただくようお願いいたします。

仕事中
通勤途中のケガ等
↓
労災保険

業務外
休日中のケガ等
↓
健康保険

個人や勤務先の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。

ケガ等や病気の状況によっては労災保険に該当するか判断が難しい場合もございます。
勤務先を管轄する労働基準監督署で労災になるかどうかを判断しますので、
ご相談いただくようお願いいたします。



熱中症対策アンバサダー講座のご案内

大塚製薬株式会社と協会けんぽ茨城支部が連携した熱中症対策アンバサダー講座を健康づくり推進事業所の特典として今年度も実施します。

詳細は協会けんぽ茨城支部ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町1-2-4
マイムビル9階
☎029-303-1500(代表)

マイナ保険証を
使用しましょう！！



※令和6年12月2日以降、
健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証
使ってみよう！